

ブロック塀等撤去補助制度のご案内

道路に面した高さ60cm以上のブロック塀等の撤去工事費用の一部が補助されます。

受付期間
4月～12月

ブロック塀等とは…

コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀、その他これらに類するもの

補助金額

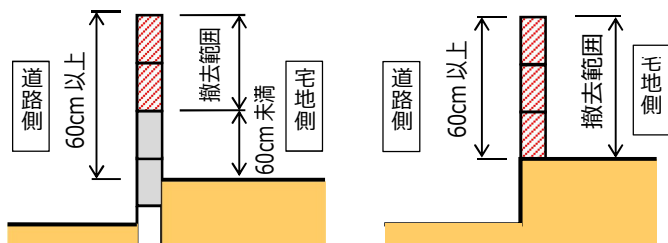
下記①～③のいずれか低い額

- ① ブロック塀等の撤去工事に要した費用の1/2
- ② ブロック塀等の見附面積×13,000円/m²の1/2
- ③ 補助限度額：20万円

補助条件

- ① ブロック塀等を所有する個人
(建築物に附属する塀の場合は建築物所有者、建築物がない場合は土地所有者)
- ② 固定資産税及び都市計画税の滞納がないこと
- ③ 避難経路などの道路に面していること
- ④ 道路に面する高さ60cm以上のブロック塀等の全部を撤去し、60cm未満になること
- ⑤ ブロック塀等の撤去を施工業者に委託して行うこと
- ⑥ 撤去工事後にブロック塀等が道路に残存または突出しないこと

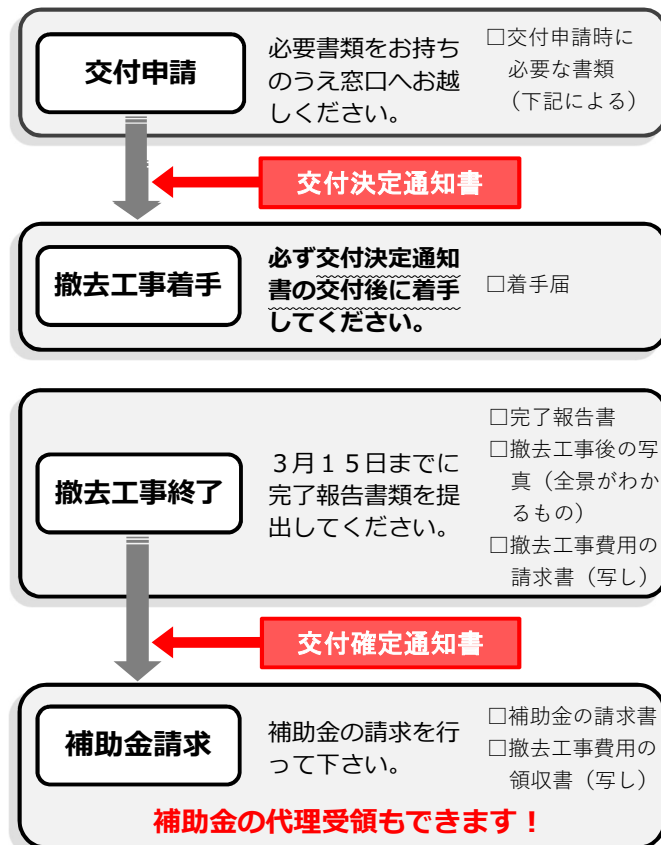
補助対象となる撤去工事の例



注意事項

- 補助金の申請前に着手した場合は、補助金の交付ができませんのでご了承下さい。
- 補助金の交付に際しては、撤去工事が終了し、申請年度の3月15日までに完了報告を行う必要があります。
- 補助条件等のお問合せは、着手前に都市開発課へご連絡をお願いします

手続きの流れ



交付申請時に必要な書類

- 付近見取り図
 - 撤去前の概略図
(延長、高さなどの寸法が記載されたもの)
 - 撤去前の写真(全景・高さがわかるもの)
 - 固定資産課税台帳(名寄帳)、登記事項証明書等の所有者が確認できる書類
 - 納税証明書または直近の固定資産税・都市計画税の納付領収書など
 - 撤去工事費用の見積書
 - 利害関係者に関する報告書 ※利害関係者がいる場合
 - 委任状 ※申請を委任される場合
- ※提出書類で不明点がある場合は下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

柏原市 都市デザイン部 都市開発課
電話：072-972-1593(直通) FAX：072-972-1541
〒582-8555 柏原市安堂町1-55 柏原市役所 別館2階